

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 7 月 7 日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第74号

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則（平成19年佐賀県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（特別職地方公務員等となった者に関する特例）</p> <p>第11条 留学費用償還条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する留学費用償還条例第3条第3項の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>（特別職地方公務員等となった者に関する特例）</p> <p>第11条 留学費用償還条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する留学費用償還条例第3条第3項の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 他の地方公共団体において適用される地方公務員法第26条の6第1項又は国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第3条第1項の規定による配偶者同行休業をした期間</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。